

TOPIC
04

65歳以上の皆さん

令和7年度の介護保険制度

令和7年度の介護保険料が決定しました。7月中旬に保険料額の通知書と納付書を送ります。

※特別徴収(年金からの天引きの人)は通知書のみ

65歳以上の皆さんの介護保険料額

介護保険料額は、前年中の収入や所得に応じて15段階で決定します。

令和7年度介護保険料年額表(所得段階別)

所得 段階区分	対 象 者	保険料率	保険料(年額)
第1段階	1 生活保護の受給者の人 2 老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の人 3 世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等80万9千円以下の人(※)3	基準額×0.26(※)1	19,000円
第2段階	世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等80万9千円超120万円以下の人(※)3	基準額×0.35(※)1	25,500円
第3段階	世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等120万円超の人	基準額×0.62(※)1	45,300円
第4段階	本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万9千円以下の人(※)3	基準額×0.88	64,300円
第5段階	本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万9千円超の人(※)3	基準額(※)2	73,100円
第6段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.09	79,600円
第7段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.29	94,300円
第8段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.49	108,900円
第9段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70	124,200円
第10段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	138,900円
第11段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	153,500円
第12段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.20	160,800円
第13段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.30	168,100円
第14段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	基準額×2.50	182,700円
第15段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が1,500万円以上の人	基準額×2.65	193,700円

(※)1 消費税増税分を財源とした公費の投入で、保険料率と保険料額(年額)が軽減されています。

(※)2 基準額は、3年ごとに策定する介護保険事業計画の中で見直しています。令和6年度から令和8年度までの東郷町の基準額は**6,093円(月額)**です。保険料額(年額)は基準額に所得段階ごとの「保険料率」に12(月)を乗じて100円未満を切り捨てた金額です。

(※)3 国が設定する所得段階基準が見直されたため80万円から80万9千円に見直しました。

8月から新しい認定証などをお使いください



・介護保険負担割合証をお持ちの人

手続きは不要です。7月中旬に新しい介護保険負担割合証を送ります。8月1日からは新しい介護保険負担割合証をお使いください。

・介護保険負担限度額認定証または介護用品購入費助成利用券(おむつ券)をお持ちの人

6月上旬に更新のお知らせを送りました。ご利用の人は、それぞれの期日までに高齢者支援課窓口へ提出または郵送で申請してください。

問い合わせ 高齢者支援課 / ☎0561-56-0735 (ID:11953)